

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第23回理事会 議事要旨

1 決議があったものとみなされた日

2025年1月13日（月）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号提案 第11回社員総会の開催

定款第13条の規定により、第11回社員総会を開催すること

○開催方法

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第58条第1項及び定款第17条の規定により、決議の省略の方法により行います。

○日程

2025年1月14日（火）資料送付予定

○議案：

提案事項 （1）理事の選任

（2）理事の報酬の額

3 議事の経過及び結果

2025年1月6日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に対して、第23回理事会の決議の目的である事項について提案した。

第23回理事会の決議の目的である提案につき、第1号提案については理事の全員から書面により同意の意思表示を得た。

また、第23回理事会の決議の目的であるすべての提案につき、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、一般法人法第96条（定款第33条第2項）に基づき、理事会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。